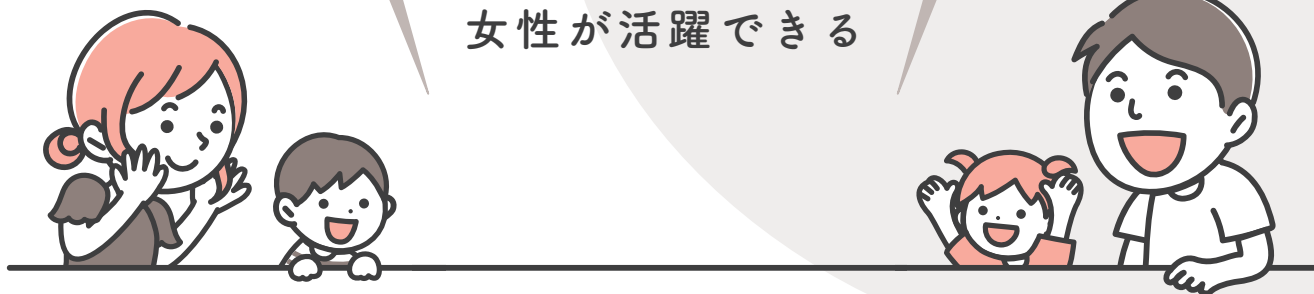


誰もが、誰かの、
たこからもの。

誰もが働きやすく、
女性が活躍できる



女性活躍のための 働きやすい環境 整備支援事業費 補助金

しまね
女性●活躍
応援企業



女性が活躍でき、誰もが「仕事」と「生活」を両立できる職場環境づくりを応援します！



令和8年度 第1回

申請募集中！



「しまね女性の活躍応援企業」かつ「こっころカンパニー」で従業員100人以下の企業※等

※「みなし大企業」は除く

補助対象事業

一般事業主行動計画※に記載された数値目標に係る取組を実施するために必要な事業

※女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）、次世代法（次世代育成支援対策推進法）に基づく一般事業主行動計画（両法律一体型の計画を含む）

取組の例

補助金コース名	① 女性活躍推進のための取組	② 仕事と生活の両立のための取組
施設・設備整備コース (ハード事業)	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性用休憩室の整備 ● 女性用トイレの整備 ● 身体的負担軽減のための設備整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● キッズルームの整備 ● テレワーク環境の整備 ● 授乳室・搾乳室の整備 ● 省力化・効率化を図る設備の導入 等
人材育成コース (ソフト事業)	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性のスキルアップのためのセミナー開催 ● 女性管理職の登用のためのコンサルティング 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性の育児休業取得促進のためのセミナー開催 ● 時間外削減のためのコンサルティング 等
ステップアップコース	<p>これまでに補助事業を実施した企業等が、仕事と生活の両立のための取組をさらに進める場合に活用できるコースです。 ※申請のためには追加要件を満たす必要があります。 詳細は島根県HPをご確認ください。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ● キッズルームの整備 ● 省力化・効率化を図る設備の導入 ● 男性の育児休業取得促進のためのセミナー開催 ● 時間外削減のためのコンサルティング 等

複数の企業で連携して、取組を行うこともできます！

おすすめ

企業連携コース

申請を代表して行う企業の一般事業主行動計画に記載された数値目標に係る事業であって、他の連携企業もその事業内容・趣旨を理解の上、協同で実施する人材育成コース(ソフト事業)の取組が対象になります。

- (特徴)
- これまでに補助事業を実施した企業も活用できます。
 - 連携する企業全社が「しまね女性の活躍応援企業」「こっころカンパニー」の登録・認定がなくても申請できます。
(申請代表企業は、2つの制度の登録・認定が必要です)

補助対象経費

施設・設備の工事費、謝金、旅費、委託料（外部コンサルティング費用等）、会場使用料、研修会等受講料等

補助対象事業費

いずれのコースも300千円～2,000千円（税抜き）



募集締切

令和8年

6月26日(金)

17時必着

補助率

- 小規模企業又は中山間地域・離島の中小企業等 2 / 3 (200千円～1,333千円)
- 上記以外の企業等 1 / 2 (150千円～1,000千円)

①女性活躍推進のための取組

目標 | 技術系女性の採用を〇人にする

取組

- 女性社員による商品開発を進めるための研修会実施、設備整備
- 女子学生向け企業説明会、インターンシップ



目標 | 女性の採用を〇人増やす

取組

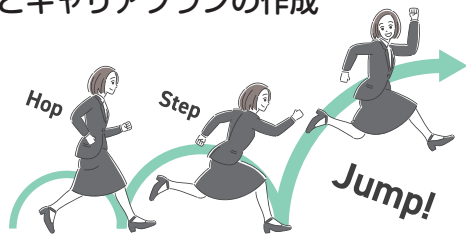
- 自社内の「女性活躍チーム」によるホームページ開設や広報誌の作成



目標 | 女性管理職比率を〇%にする

取組

- 管理職育成に向けたキャリアカウンセリングとキャリアプランの作成



目標 | 〇〇部門における女性割合を〇%にする

取組

- 女性社員の安全対策、服装改善
- 女性の健康課題への理解促進に向けたセミナー



企業連携コースでの活用も可

②仕事と生活の両立のための取組

目標 | 社員の平均勤続年数を〇年に延ばす

取組

- 子連れ出勤を可能にする環境整備
- テレワーク環境整備*



*端末の購入は対象外

目標 | 年次有給休暇取得率を〇%にする

取組

- 管理職向けセミナー（イクボスセミナーなど）



詳細はおたずねください。（問合せ先は裏面参照）

女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金 申請までの流れ

労働者100人以下の県内企業等

※労働者101人以上の企業は補助金の対象外です。

ステップ1

一般事業主行動計画の策定
労働局へ届け出

ステップ2

・しまね女性の活躍応援企業
登録申請
・こっころカンパニー
認定申請

「しまね女性の活躍応援企業」
登録
「こっころカンパニー」認定

ステップ3

一般事業主行動計画の数値
目標達成のために必要な事
業の検討

女性活躍のための働きやすい
環境整備支援事業費補助金
申請

補助金採択後に補助事業を
実施

誰もが働きやすく、
女性が活躍する
職場環境の実現!



一般事業主行動計画の策定? どんな手続きをしいいか分からない場合

- 島根県商工会議所連合会・各商工会議所
TEL (0852) 32-0506
- 島根県商工会連合会・各商工会
TEL (0852) 61-6161
- 島根県中小企業団体中央会
TEL (0852) 21-4809

女性活躍推進法や次世代法に基づく行動計画が
いづれも未策定の場合のみ、無料のアドバイザー
派遣制度があります。(こっころカンパニー登録に必
要な、就業規則の作成は含みません)



詳しくはこちら

女性の能力と発想を企業の力に!



女性の活躍推進に向けて積極
的に取り組む企業・団体を「し
まね女性の活躍応援企業」とし
て登録し、企業・団体の魅力アッ
プを応援します。



詳しくはこちら

仕事と生活の両立を支援します!



「仕事と生活の両立支援」に積
極的に取り組む企業を「こっこ
ろカンパニー」として認定し、
両立が図られる職場環境づくり
を推進しています。



詳しくはこちら

補助金以外にもこんなメリットがあります!

- 県の建設工事入札参加資格審査での加点があります。
- 県の物品調達等において、指名競争入札の指名先や随意契約の際の見積先を含められ、受注の機会が増えます。
- 県のまち・ひと・しごと創生資金において低利の融資が受けられます。
- 特に優れた取組を実施している企業を対象とした表彰制度があります。

補助金申請にかかる詳細は島根県の
ホームページをご確認ください。

募集締切

令和8年6月26日(金) 17時必着



問い合わせ先

島根県政策企画局女性活躍推進課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-5463 FAX:0852-22-6155 E-mail:josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

URL:https://www.pref.shimane.lg.jp/josei_katsuyaku/

